

令和6年度 補助金等情報一覧<<市民生活部>>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金	以下の要件を満たす人 ①市内に住所を有する(予定を含む)個人で、補助対象機器を設置する建物を住宅として使用する人 ②交付決定日以降に補助対象機器の設置を行う人、又は引渡しを受ける人 ③すべての市税に滞納がない人 ④当該補助金の交付をこれまでに受けていない人	木質バイオマス燃焼機器設置事業 【補助対象経費】 ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機器及びボイラーの購入、設置に関する費用 【補助金額】 補助対象経費の3分の1又は100,000円のいずれか低い額(上限額:100,000円、千円未満切り捨て)	登米市市民生活部 環境課環境政策係 TEL:0220-58-5553	https://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/shisejoho/machizukuri/kankyo/hojojose/jyuutakuyosinene.html
2	登米市電気自動車等導入支援事業補助金	以下の要件を満たす人 ①市内に住所を有し、居住している個人、または、市内に事業所又は事務所を有する事業者 ②すべての市税に滞納がない人	【補助対象自動車】 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車(超小型モビリティを除く。) 【補助金額】 1台当たり10万円	登米市市民生活部 環境課環境政策係 TEL:0220-58-5553	https://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/shisejoho/machizukuri/kankyo/hojojose/denkijidousya.html
3	養育医療給付	出生時に生育が未熟であるとして、指定養育医療機関の医師が、入院養育が必要と認めた児	指定医療機関で受けた養育医療に係る医療費及び食事代 ※おむつ代、差額室料等は助成の対象とはなりません。	登米市市民生活部 健康推進課保健推進係 TEL:0220-58-2116	http://www.city.tome.miyagi.jp/kenkosuisin/kurashi/ninshinshussan/teatejose/youikuiryou.html
4	がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業	以下の要件を満たす方 1.申請日において登米市内に住所がある方 2.がんと診断され、医療機関においてその治療を受けた方、または受けている方 3.がん治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある方または支障が出るおそれのある方 4.市町村民税の所得割額(住民票上の世帯の構成員のうち収入がある方の所得割課税年額の合算額をいう。)が304,200円未満の世帯の方 5.過去に他の都道府県または市町村において医療用ウィッグの購入に対する助成等を受けていない方 6.市税の滞納がない方 ※年齢、性別に制限はありません	【対象経費】 申請する年度内に購入した医療用ウィッグ本体の購入経費 ※部分用ウィッグや毛髪付帽子タイプは除く 1人1台に限る 助成対象経費の全額とし、3万円を上限とする。	登米市市民生活部 健康推進課保健推進係 TEL:0220-58-2116	https://www.city.tome.miyagi.jp/kenkosuisin/kurashi/kenko/wiggu.html
5	登米市ごみ集積所設置費補助金	市内の自治会、町内会、行政区等	【補助金額】 新設又は全面改築するごみ集積所に係る工事請負費又は本体購入費の2分の1以内の額 (上限額:9万円、千円未満切り捨て)	登米市環境事業所 廃棄物対策課廃棄物対策係 TEL:0220-58-2115	http://www.city.tome.miyagi.jp/haiiki/kurashi/sekatsukankyo/gomi/hojohojo.html

6	登米市資源ごみ回収報奨金交付事業	児童、生徒若しくは、その保護者で構成される団体、又は地域環境保全活動に取り組む団体	【報奨金額】 資源ごみ回収業者等に売却した資源ごみ売却代金の10%の額を交付 ※実施前の、団体登録が必要です。	登米市環境事業所 廃棄物対策課廃棄物対策係 TEL：0220-58-2115	http://www.city.tome.miyagi.jp/hai/ai/ki/kurashi/sekatsukankyo/gomi/hojo/housyoukin.html
7	登米市障害者自動車操作訓練費助成事業	・身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、免許取得により社会参加が見込まれる方 ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 手帳について をご覧ください。	【助成額】 大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車・牽引自動車（限定解除は除く）の運転免許を取得する方で、免許を取得するために自動車教習所において教習を受けるのに直接要した費用の3分の2以内の額（限度額10万円）	登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukushi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
8	登米市身体障害者用自動車改造費補助事業	・上肢、下肢、体幹機能の障がい等級（個別等級）が1級から3級の身体障がい者 ・就労等社会参加のために自ら運転する車の一部を改造する必要がある方 ・前年度所得が特別障害者手当に係る所得制限額の範囲内であること ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。	【補助額】 自動車の改造に直接要した費用（改造費・備品費）の3分の2以内の額（千円未満の端数切り捨て）（限度額10万円）	登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukushi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
9	登米市障害者自動車燃料費助成事業	下記に該当する方で世帯全員の市民税が非課税の方 ・1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方、および3級で内部障害の方、または下肢障害の方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方 ・市内に住所を有し、自己の所有する自動車を自ら運転する方 ・障害者の方と同居する方についても対象となる場合があります。 ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 交通について をご覧ください。	【助成額】 1月当たり2千円（1千円券を2枚交付）の自動車燃料費助成券を交付 ※人工透析患者通院交通費助成事業及び福祉タクシー利用助成事業と選択制となります。	登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukushi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
10	登米市福祉タクシー利用助成事業	下記に該当する方で世帯全員の市民税が非課税の方 ・1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方、および3級で在宅酸素療法を受けている方、または車いすを常時利用されている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方 ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 交通について をご覧ください。	【助成額】 1月当たり2千円(500円券を4枚交付)の福祉タクシー助成券を交付 ※人工透析患者通院交通費助成事業及び障害者自動車燃料費助成事業と選択制となります。	登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukushi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html

11	<p>登米市透析患者の通院に要する交通費助成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住している方で、現に人工透析療法による医療の給付を受けている方 ※ただし、下記に該当する方は対象となりません。 ・生活保護による通院移送費の給付を受けている方 ・障害者自動車燃料費助成券をお持ちの方 ・福祉タクシー利用助成券をお持ちの方 ・無料の送迎や自転車で主に通院されている方 <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】 月額2千円を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工透析を受けるため、医療機関への通院に要する交通費の一部を助成 <p>※障害者自動車燃料助成事業及び福祉タクシー利用助成事業と選択制となります。</p>	<p>登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/ku-rashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html</p>
12	<p>登米市在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住している方で、呼吸器機能障がい1級及び3級の身体障害者手帳を所持する方で、医師の指示により在宅酸素療法を実施している方 <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】 月額2千円を助成</p>	<p>登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/ku-rashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html</p>
13	<p>登米市難聴児補聴器購入助成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児で、次のすべての要件を満たす方 ・登米市在住の18歳未満の児童 ・両耳の平均聴力レベルが30デシベルから70デシベルまでで、身体障害者手帳の交付対象とならないこと ・補聴器装用により、脳の発達及び言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること ・所得要件として、同一世帯の市町村民税最多納税者の納税額が46万円未満であること <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】 各種補聴器基準価格の3分の2以内の額（経費が基準価格以下の場合はその額の3分の2）</p> <p>※補聴器購入前に申請が必要になりますので、事前にお問い合わせください。</p>	<p>登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/ku-rashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html</p>
14	<p>登米市障害者（児）日常生活用具給付等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病の診断を受けている方 <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 補装具・日常生活用具について をご覧ください。</p>	<p>【負担額】 ・定率負担となり1割を利用者が負担することになります。</p> <p>・ただし、所得に応じて負担額に一定の上限が設けられています。</p>	<p>登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/ku-rashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html</p>

15	登米市介護職員初任者研修等受講助成金	<p>①市内の介護事業所に就労を希望する方</p> <p>②市内の介護事業所に3か月以上従事している方</p> <p>③介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス提供の担い手として参画を希望する方</p>	<p>①研修助成金</p> <p>【助成対象研修】 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修</p> <p>【助成金の額】 受講料等2分の1で、50,000円を限度</p> <p>②就労奨励金</p> <p>①の助成金の交付を受け、研修終了後6か月以内に市内の介護事業所に就労した方に50,000円を交付</p>	<p>登米市福祉事務所 長寿介護課長寿社会係 TEL：0220-58-5551</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/chojyukaigo/kurashi/fukushi/kaigo/kaigogyokuinnkensyuujukousiennjigyou.html</p>
16	里帰り先妊婦健康診査助成事業	<p>市内に住所を有し、出産のため里帰り等により医療機関において、妊婦健康診査を受診した方</p> <p>※多胎児追加助成あり</p>	<p>【助成額】</p> <p>初回 25,790円</p> <p>2回目～10回目 6,500円</p> <p>11回目～14回目 8,500円</p>	<p>登米市福祉事務所 子育て支援課母子保健係 TEL：0220-58-5557</p>	<p>http://www.city.tome.miyagi.jp/kosodatehien/kurashi/ninshinshussan/teatejose/ninpu.html</p>
17	登米市結婚新生活支援事業	<p>令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たす世帯</p> <p>①補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が、申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日より継続して市内に居住する意思があること</p> <p>②婚姻日（婚姻届を提示し、受理された日をいう。）における、夫婦のいずれかの年齢が49歳以下であること</p> <p>③最新年度の所得証明書により証明された夫婦の所得額を合算した額から、貸与型奨学金の所得額の計算の基礎となった期間と同期間中の返済額を差し引いた金額が500万円未満であること。※令和6年1月1日から同年3月31日までに婚姻した世帯はこの限りではありません。</p> <p>④夫婦の双方または一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと</p> <p>⑤住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと</p> <p>⑥夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入する場合には、転入前の市町村税について滞納していないこと</p>	<p>【補助金額】</p> <p>住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用を合計した額で、1世帯あたり最大40万円を上限に補助</p> <p>(1). 夫婦共に29歳以下の世帯：40万円</p> <p>(2). 夫婦の双方又は一方が40歳以上の世帯：20万円</p> <p>(3). (1)・(2)以外の世帯及び、令和6年1月1日から同年3月31日に婚姻した世帯：30万円</p> <p>※いずれの場合も、夫婦の双方又は一方が49歳以下の必要があります。</p> <p>【補助対象経費支出期間】 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>【申請受付期間】 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで</p> <p>※予算がなくなり次第受付終了となりますので、お早目の事前相談をお願いいたします。</p>	<p>登米市福祉事務所 子育て支援課子育て支援係 TEL：0220-58-5562</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/kosodatehien/kekkoinsinseikatu.html</p>